

留意事項 (1) タンクの容量は、危政令第5条においてタンクの内容容積から空間容積を差し引いた容積とされている。地下タンク貯蔵所のタンクについても、この規定に基づき計算するものであり、また、算定された地下貯蔵タンクの容量が当該地下タンク貯蔵所の貯蔵最大数量となる。

タンク容量の計算方法については、「第2章 2 危険物の貯蔵数量」を参照すること。

(2) 消防法上、地下貯蔵タンクの容量制限はないが、容量の大きなものについては、位置、構造及び設備について多面的な検討をする必要がある。

(3) 一の地下タンク貯蔵所の範囲については、地下貯蔵タンクの具体的設置状況から客観的に判断すべきである。

地下タンク貯蔵所の範囲の目安は、タンク室方式の場合は同一タンク室内に設置される地下貯蔵タンクが一の地下タンク貯蔵所として、直接埋設方式の場合には同一の基礎又はふたに設置される地下貯蔵タンクが一の地下タンク貯蔵所としてそれぞれ規制される。

したがって、次に掲げるタンクは、合算した数量が一の地下タンク貯蔵所の貯蔵数量となる。

ア 同一のタンク室に設置されているもの

イ 同一の基礎上に設置されているもの

ウ 同一のふたで覆われているもの

図1-1 一の地下タンク貯蔵所として扱われるものの例

